

令和2年度 事業計画

社会福祉法人
筑紫野市社会福祉協議会

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会

令和 2 年 度 事 業 計 画

『みなさん一人ひとりが福祉の主役』

「基本方針」

国が「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げる「地域共生社会」においては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを行政や地域住民、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人、企業など多様な主体が連携・協働して構築していくものである。

このような中、筑紫野市においても地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムづくりが進められており、当協議会としてもこれまでの地域福祉活動とあわせて生活支援体制整備事業をさらに推進していきたい。

民生委員・児童委員及び福祉委員においては、改選後の新たな年度を迎えるため、地域福祉活動に取り組みやすい環境整備に向けて筑紫野市、並びに各地域コミュニティとの連携強化を進めていく。

また、ホームヘルパー等の介護人材不足は恒常化しているため、働き方改革とあわせて職場環境の整備を行い、人材確保に努める。さらに、職員のスキルアップやキャリアパスを支援するための研修を充実させることにより、育成を通じた人材の定着化を図りつつ、職員のモチベーションを維持するため専門職に見合った適切な処遇改善を行うとともに、質の高いサービスを提供するために、経営の効率化と安定化に取り組む。

結びに、次の 5 項目を重点目標に掲げ令和 2 年度の事業計画とする。

「重点目標」

1. 地域包括ケアシステムづくりに向けた生活支援体制整備事業の継続と強化
2. 民生委員・児童委員及び福祉委員活動の充実と連携
3. 働き方改革関連法にともなう職場環境の整備
4. キャリアアップに対応した研修体制の構築
5. 質の高いサービス提供に向けた経営の安定化

■「事業実施計画」

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(1) 会員・寄付金関係 (総務課 総務担当)	①会員加入の促進	住民相互の支え合い制度である会員会費制度に、ひとりでも多くの市民に参加していただくため、コミュニティ等での会合や広報・ホームページを活用し、会員加入促進を図る。併せて会費を財源とした福祉事業の啓発を行う。
	②寄付金募集	一般寄付及び特別寄付（香典返し）等の寄付金募集について、広報誌・ホームページ・パンフレット等にて市民への啓発に努め、寄付者の意向に応じた福祉事業への活用を行う。また、香典返しについては、お礼状の印刷を引き続き行う。
(2) 地域住民全般を対象とする福祉事業の実施 (総務課 総務担当)	①福祉バスの運行	市内の福祉団体等に対し、地域福祉活動や福祉研修を目的に福祉バスの貸出を行う。また、安心して利用いただけるよう福祉バスの適正な運行、整備管理を実施する。
	②生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)	低所得者や高齢者、障がい者世帯等を対象とし、経済的自立と生活意欲の向上を図るため、市及び民生委員児童委員の協力と支援のもと必要な資金の貸付手続きを行う。
	③福祉車両貸出事業	市内在住の社協賛助会員加入者で障がい者等（車椅子等を日常的に使用する方）で送迎を必要とする方を対象に、リフト付き車両の無料貸し出しを行い、利用者の社会生活を支援する。
	④老人福祉センターの運営 (市受託事業)	高齢者の健康増進や生きがいづくりの促進を図ることを目的に老人福祉センターの運営を行う。また演芸会等イベントを定期的に行い、来場者へのサービス向上に努めると共に、施設の維持管理を徹底し、安全で安心して利用できる施設運営を行う。
	⑤社会福祉大会の開催	関係者の参加を得て、福祉大会を開催。大会では、講演及び福祉功労者への表彰を行う。
(3) 広報活動の充実 (総務課 総務担当)	①機関誌の発行	社協の取組や地域で行われている様々な福祉活動の紹介を通じ、福祉活動への市民参加を促進することを目的に「福祉だより」を年4回発行し、市内全戸及び公共機関、共同募金運動協力企業等に配布する。
	②ホームページでの福祉情報の提供	社協事業をはじめとする地域の福祉情報を迅速に提供するとともに、積極的な情報の発信により開かれた社協を目指す。
	③広報活動の充実	福祉だよりやホームページを活用し広報活動の充実を図ると共に、地域でのイベント等で幅広い世代に対して社協事業について積極的な広報活動を行う。

※ 結婚相談事業、移送サービス事業は令和元年度で廃止。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(4) 共同募金運動の 推進 (総務課 総務担当)	①共同募金運動の 推進	共同募金は、地域で募金が行われ、その地域の福祉ニーズのために使われるという仕組みづくりであることを、あらゆる機会を通じ、周知を行う。併せて共同募金会をはじめとする関係機関と連携し共同募金運動を行う。 また、市民の共同募金運動への理解を一層深めるために、共同募金の適正な配分に努める。
(5) 地域福祉活動の 推進 (総務課 地域福祉担当)	①第2次地域福祉計画及び活動計画の 推進	第6次筑紫野市総合計画や福祉関連個別計画との整合性を図りながら、「お互いを認め合い、支え合いながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、市と連携を図りながら地域福祉計画及び活動計画を推進していく。
	②福祉委員制度の 推進充実	<u>誰もが安心して暮らすことができる地域づくりの実現を目指し、地域住民や行政区、民生委員児童委員と協力して地域福祉推進の担い手の一人である福祉委員制度を推進する。</u> また、資質向上や情報提供・情報共有を目的とした研修会や民生委員児童委員との学習会等を開催し、福祉委員が地域で福祉活動に取り組みやすい環境整備に取り組む。
	③ふれあいいきいき サロン活動の支援 及び充実	地域で活動している様々な団体と連携し、サロンの目的である生きがいづくりや仲間作りなど、住民同士の自発的な支え合い活動であるふれあいいきいきサロン活動を推進する。 また、サロンの代表者から組織された「サロン企画委員」の協力をいただき、サロン活動の充実と相互の情報交換を目的としたサロン連絡会を引き続き実施していく。
	④行政区やコミュニティを単位とした 福祉活動の支援	コミュニティ運営協議会及び健康福祉部会をはじめ、区長・自治会等の長及び民生委員児童委員等との連携を図りながら、福祉委員活動やふれあいいきいきサロン活動等のコミュニティや行政区等における福祉活動の支援を行う。
	⑤生活支援体制整備 事業（市受託事業）	<u>高齢者等が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築することを目的とし、生活支援活動の担い手となる団体相互の情報共有と協働を働きかけ、互助活動が活性化した地域づくりを推進する。</u>
	⑥ふくおかライフ レスクュー事業	生活困窮・孤立・DVなどの地域課題を社会福祉法人が連携して解決していくことを目的に、県社協・市・他市町社協及び社会福祉法人の協力のもと、相談窓口となる連絡会の設置に向けた情報発信及び共有に取り組む。
	⑦安全・安心のまち づくりの推進	平常時における災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施や、SNS等を活用した情報発信についての研究検討を行う。
	⑧在宅介護者交流会 の開催	筑紫野市介護を考える家族の会と協働で介護者同士の交流や講演会、情報交換を目的とした「介護者のつどい」やリフレッシュ事業を開催する。

※下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	⑨筑紫野市民生委員 児童委員連合会へ の協力・支援 (市補助事業)	<u>一斉改選後の新年度となる民生委員児童委員連合会に於いて民生委員児童委員並びに主任児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動を行うことが出来る様、研修会の開催や関係機関との連絡調整、組織運営のための理事会、定例会、部会の開催協力・支援を行う。</u>
(6) 障がい者福祉事業の推進 (総務課 地域福祉担当)	①手話奉仕員養成 講座の開催 (市受託事業)	手話の学習を通じて、聴覚障がい者や手話に対する理解を深め、聴覚障がい者の社会参加への協力の輪を広げることを目的に手話奉仕員養成講座を開催する。
	②障がい児者交流会	市内在住の障がい児者とその家族等が社会参加の一環として地域での交流を深めることを目的に交流会を実施する。 (年1回)
	③共同作業所等への 支援	共同募金配分金を活用した無認可共同作業所への財政支援を行なう。 また、ボランティア団体である「ちくしの福祉村」が主催する福祉講座の開催支援を行うとともに、カミーマで開催されている障がい者の作品展示・販売、市民との交流・つながりの場である「もよってひろっぱ」の活動を支援する。
(7) ボランティア センターの機能 充実 (総務課 地域福祉担当)	①ボランティア センターの機能 充実	ボランティアセンター機能充実を図るため、生涯学習ボランティアバンクや関係機関・団体等との連携を強化する。 また、身近なボランティア活動の相談窓口として、情報発信やコーディネート機能の強化、新たな人材の育成・発掘のため講座等を開催する。加えて、SNS等を活用した情報の発信や共有等により、ボランティア団体や個人ボランティア、災害支援ボランティア等がより活動しやすい環境整備に取り組む。
(8) 福祉教育・ボラン ティア学習の推 進 (総務課 地域福祉担当)	①福祉教育の推進	地域福祉を推進するための取り組みの一つとして、市や学校・ボランティア連絡協議会及び当事者の協力を得ながら、学校や地域における様々な分野に於いての福祉教育の推進を図る。
	②児童青少年ボラン ティアスクール	市内小・中学生を対象に、学校では経験できない福祉体験やボランティア活動を通じて、思いやりや支えあいの心を育むことを目的にサマーボランティアスクールを開催する。
(9) ボランティアの 育成 (総務課 地域福祉担当)	①ボランティア活動 保険加入促進	ボランティア活動を行う方々が安心して活動に取り組むことが出来るよう、ボランティア活動保険の周知を行うとともに、加入者に事故等が起きた際には必要な事務手続きを随時行う。
	②ボランティア活動 への支援及び資源 開発	福祉ボランティア団体への助成や情報提供、連絡調整等を行い活動しやすい環境づくりに努める。 また、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成に向けた研修・講座等実施に向けた検討を行う。
	③分野別ボラン ティア講座の開催	ボランティア活動の啓発や人材発掘・育成を目的に各福祉ボランティアグループやコミュニティ運営協議会等関係団体の協力により様々な分野での福祉ボランティアの養成講座を行う。 * 入門拡大写本ボランティア講座（拡大写本うさぎ） * 入門点字教室（筑紫野市点字教室） * 入門朗読ボランティア講座（さくら会）他

※下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(10) 子育て支援活動 の推進 (総務課 地域福祉担当)	①子育て支援活動の 推進	地域全体で子育てを行うという意識を高め、住民グループや次世代に向けての人材の育成と、地域ぐるみで子どもを安心して健やかに育てられる環境づくりを目的に市及び関係団体、子育てサークル等の連携のもと、子育て講座や情報交換会等の実施を検討する。 また、子育てについての情報交換や仲間作りの場である子育てサロン「ふれんずひろば」を開催する。(年3回)
(11) 各種貸出事業 推進 (総務課 地域福祉担当)	①福祉機器貸出事業	市内在住の社協賛助・特別会員を対象として、介護者の身体的負担の軽減や、介護が必要な高齢者・障がい者が可能な限り自立した生活が送れるよう福祉機器の貸出を行う。 また、感染予防等から貸出機器の消毒を徹底する。併せて共同募金並びに社協会員会費のPRを行う。 ＊ 貸出機器 ⇄ 車椅子・介護支援ベッド・エアマット・ポータブルトイレ・浴槽内椅子・シャワーイス・浴槽手すり等
	②行事用機器 貸出事業	地域福祉活動の活性化を図ることを目的に、地域に開かれた交流会やつどい等のイベントに必要な行事用機器の貸出を行い、社協活動並びに共同募金のPRを併せて行う。 ＊ 貸出機器 ⇄ 綿菓子機・ポップコーン機・催事用テント等
(12) 要支援者に対する 権利擁護の推進 (総務課 暮らしのサポ ートセンター担 当)	①日常生活自立支援 事業（県社協受託 事業）	生活保護受給者で、判断能力が不十分なため日常生活に不安がある方を対象に福祉サービス利用援助（日常的金銭管理等）を実施し、安心して地域の中で生活が続けられるよう支援を行う。
	②暮らしのサポート センター事業 (福祉サービス 利用援助事業)	判断能力が不十分なため日常生活に不安がある方を対象に、権利擁護に関する無料相談及び福祉サービス利用援助（日常的金銭管理等）や法人後見を実施し、安心して地域の中で生活が続けられるよう支援を行う。
	③不登校支援事業	不登校の不安や悩みを共に考えていくことを通して、保護者自身が家庭における我が子とより良い関係を再構築できるように支援するサポーターの養成や不登校の基本的理解を促し、適切な子どもへの対応などを学びながら、家族が明るく元気に暮らせることを目指す講演会を開催する。また、サポーターとなられた方々で立ち上げた「ちくしの不登校支援ネット」の活動協力を行う。 ＊ 不登校に悩む保護者支援サポーター養成講座 年6回 ＊ 不登校講演会 年2回
	④天拝いこいの館 運営管理業務	SNSを活用した広報活動を強化し、餅つきやコンサート等の開催、福祉施設やイベント等への出張販売を行い、経営の安定化を図る。また、「ちくしの不登校支援ネット」の活動場所の提供など、地域福祉推進の西の拠点として天拝いこいの館を活用した事業展開を図る。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(13) 介護保険事業 (介護保険課 介護保険担当)	①筑紫野市入浴サービス事業 (市受託事業)	重度の身体障がい者等に対し訪問入浴車により、自宅での入浴サービスを提供する。 また、利用者が重度の障がい者であるため、家族及び主治医や関係機関との連携を密にし、サービス提供を行う。
	②訪問入浴介護事業	「対象：要介護１～５」訪問入浴が必要な高齢者に対し訪問入浴車により、自宅での入浴サービスを行い、褥瘡予防など健康状態の維持に努める。 また、利用者及び介護者へ適切なサービスを提供するため職員研修を実施し、支援技術の向上を図る。
	③介護予防訪問入浴介護事業	「対象：要支援１．２」介護予防が必要と認定された利用者に対して、介護予防訪問入浴介護サービスを行い要介護状態にならないよう支援を行う。
	④居宅介護支援事業	法令遵守を基本とし、特定事業所加算（Ⅲ）取得事業所の介護支援専門員としての専門性を発揮し、事業対象者や要支援・要介護認定を受けた方への適切な予防プラン及びケアプランを作成する。 高齢者がより充実した在宅生活を送ることができるよう、他職種との連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指す。
	⑤訪問介護事業	「対象：要介護１～５」要介護認定を受けた方が、可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の身体介護及び家事援助等のサービスを提供する。
	⑥訪問型サービス（介護予防・生活支援／総合事業）	「対象：要支援又は事業対象者」の認定を受けた方が日常の家事などをできるだけ自力で行い、身体機能の維持向上に努め、要介護の状態にならないよう支援する。
	⑦訪問型サービス A (介護予防・生活支援／総合事業) (市受託事業)	「対象：要支援又は事業対象者」の認定を受けた方が、簡易な生活支援を行い自立した在宅生活を継続出来るように支援する。
	⑧スキルアップ・キャリアパスを支援する研修の拡充	職員のスキルアップやキャリアパスを支援するための研修を充実させることにより、育成をつうじた職員の定着を図り、職員の支援技術の向上や組織力の向上への取り組みを行う。
	⑨ICTを活用した業務効率化への調査・研究	職員の介護業務の効率化を図るとともに、業務の負担軽減を図ることを目的に、ICT機器・タブレット端末の導入等への調査・研究を行う。
(14) 在宅福祉事業 (介護保険課 介護保険担当)	①障がい者ホームヘルパー派遣事業	居宅において自立した生活を営むことができるよう相談支援事業所や他機関との連携を図り、身体介護・家事援助・外出介助サービスを提供するため、ホームヘルパーを派遣し在宅生活を支援する。

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	②コミュニティヘルパー派遣事業	市関係課や地域福祉活動との連携を図り、突然の疾病や事故等により援助を必要とする方へ身体介護、家事援助サービスを提供する為、ホームヘルパーを派遣する。 (なお、介護保険利用者については、介護保険制度を優先)
	③食の自立支援事業 (市受託事業)	調理や買い物が困難な高齢者や障がい者に対して、栄養のバランスがとれた夕食の提供と配達時の安否確認を行うことで、食生活の改善、生活の質の向上及び家族の負担軽減を図る。 * 安否確認と併せて生活課題の早期発見に努め必要に応じて家族や関係機関への連絡調整を行う。 * お楽しみ弁当の実施 (年6回) 市関係課・包括支援センター並びに介護保険関連事業所及び地域福祉活動や民生委員児童委員との連携を図り、見守り支援体制づくりを推進する。
(15) 生活介護事業、 日中一時支援事業 (施設課施設担当、さるびあ学園)	①生活介護事業 (市指定管理事業) *定員1日20名 *障がい支援区分 3以上	<u>利用者の人権を尊重し、一人ひとりの能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、個別支援計画に基づき質の高いサービスを提供し、支援を行う。</u> ＜支援内容＞ (ア)食事介助：個々に応じた介助、支援を行う。 (イ)排泄介助：プライバシーに配慮し、介助を行う。 (ウ)活動の提供：個々の能力、特性に応じた適切な支援を行う。 (エ)作業活動：手工芸、園芸作業、点訳本の製作 (オ)創作活動：壁面装飾、紙粘土細工作り (カ)生活活動：調理、買い物、喫茶外出 (キ)文化活動：音楽活動、読書、紙芝居、音楽鑑賞・映画鑑賞、絵画等の製作、カラオケ、書道 (ク)健康増進活動：散歩、機能訓練等
	②季節行事活動	施設内外を問わず季節を感じる行事を実施して、施設利用者相互の親睦やボランティアとの交流を図る。 * 4月⇨お花見、5月⇨いちご狩り、7月⇨七夕 9月⇨防災訓練、10月⇨ハロウィン、紅葉狩り 12月⇨餅つき・クリスマス会、1月⇨新年会 2月⇨節分、3月⇨雛祭り
	③餅つき大会	餅つきによる交流を通して、利用者やその家族とボランティアがふれあうことにより、相互に理解を深めることを目的に実施する。 * 開催予定日：12月上旬
	④お楽しみ食事会	食事を通しての楽しみづくりとして、季節にあった食事会を実施する。(新茶プリン・流しそうめん・豚汁等)

※下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	⑤社会体験親睦 バスハイク	通常の活動から離れ、文化・観光施設の利用や工場等の社会見学を通して楽しみや感動、満足感を味わい、経験の幅を広げ、社会参加及び自立を高める。 また、通常の活動時ではボランティアや利用者家族との交流の機会が少ないため、お互いの親睦を図る目的でバスハイクを実施する。
	⑥地域社会参加活動	地域の方や市内の各団体・グループの方、福祉関係の大学の学生とレクリエーションを通して交流を図り、障がい者福祉への理解を高める。 ＊ 内容：日常活動の紹介、レクリエーション
	⑦支援技術の向上	<u>利用者の身体機能の低下に伴う誤嚥、転倒等を予防するため、利用者の特性を理解し、適切なサービスを提供するため専門的な知識・技術を習得する取り組みを行う。</u>
	⑧人権擁護職員研修	<u>利用者の意思と人格の尊重と、常に利用者の立場に立った活動を行うため、人権意識の向上を図るとともに、研修等の機会充実を行う。</u>
	⑨他機関との連携	利用者も年々高齢になりつつ、また保護者の高齢化が進んでいる方もいるが、可能な限り、地域での結び付きを重視し、住み慣れた家や地域で生活できるように相談支援事業者や他機関と緊密な連携をしながら支援を行う。
	⑩施設利用契約の拡大及び雇用の安定化	健全な経営と施設の自立を目指し、特別支援学校等の現場実習を積極的に受け入れるとともに各関係機関に施設案内を行い、定員の充足を図るため新規利用契約につなげる。 また、職員の労働条件や労働環境を改善して職場定着を図り、人材育成を充実させ各学校等との関係を深め利用者確保にも努める。
	⑪地域生活支援事業 (市指定管理事業) (日中一時支援事業) ＊定員 1 日 10 名	夏休み等長期休み期間中、障がいを持つ小学 1 年生から高校 3 年生までを対象に休み期間中の生活の安定を図り、自立や社会参加のための力を養う。 また、生活介護サービス利用につなげていくため、利用者およびその家族に対して、施設説明を行う。 ＊ 実施期間：夏休み、冬休み、春休み期間
(16) 児童発達支援 事業所 「ちくしのスマイルキッズ」事業 (施設課施設担当、さるびあ学園)	①児童発達支援事業 ＊定員 1 日 10 名	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる未就学児に対し、基本的な生活習慣の自立が図れるように、個別及び集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を行うことで、社会への適応を促す。また、未就学児の意思及び人格を尊重して、未就学児及びその家族の立場に立った児童発達支援を行う。 <支援内容> (ア) 日常生活における基本的動作の指導及び習得 (イ) 集団生活への適応訓練 (ウ) 家族に対する相談等 (エ) その他必要な支援

※下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	②親子通園	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる未就学児及び保護者を対象とした、小グループ(年齢区分)により、児童発達支援計画に基づき設定プログラム(遊び)を通して、子どもへの関わり方、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる方々への理解・受容の働きかけを行う。また、保護者交流会(勉強会)を開催する。
	③個別及び集団訓練	児童発達支援計画に基づき心身の発達において特別な配慮が必要と思われる未就学児に対し、設定した個別や集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を実施する。
	④月別活動	5月⇨端午の節句、6月⇨クッキング、7月⇨七夕 8月⇨流しそうめん 9月⇨プール(水遊び) 10月⇨ハロウィン、12月⇨クリスマス会 1月⇨新年会、2月⇨節分、3月⇨雛祭り
	⑤遠足	社会のルールを学び、季節の変化を感じられる園外療育として遠足を行う。11月予定
	⑥他機関との連携	相談から療育までの円滑な支援を行うため、市各関係部署や他施設等で実施している支援が必要な未就学児に係る事業との連携を図り、必要に応じて関係者会議を行うことにより、切れ目のない支援体制づくりを行う。
	⑦職員研修	<u>障がい特性理解や支援方法が学べる研修に参加し、支援技術や視点の向上を図る。また、支援技術や方法を職員間で共有できるように内部研修を行う。</u>
	⑧経営の安定化	<u>質の高いサービスを提供するために、経営の効率化と安定化を図る。また、定員数の契約の確保に努める。</u>

※下線部分は重点目標事項です。